

平成 26 年 12 月 8 日

古河市長  
菅谷憲一郎 殿

日本共産党市議会議員  
秋 庭 繁

「放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」  
について

今議会に、表題の議案第 98 号 「放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が提案されています。

学童保育は、「児童福祉法 34 条 8 に位置付けられ任意規定（市町村義務が不明確）の事業にとどまったままですが、新制度において国レベルの設置基準がはじめて示されました。

当市では、すでに通称「学童クラブ」として取り組まれ、「古河市放課後児童対策事業実施条例」があります。今回の新制度を条例に合わせて、議案 99 号は、従来の「対策」から「健全育成」など字句上の訂正となっています。本来ならば、市の条例と合わせて制定すべきものです。

しかし、議案第 98 号は、今後の「運営と基準」だけの新設であり、本来子どもたちにとって、より良いものでなければなりません。以上の理由から、下記の項目について、修正・検討を求めます。

記

①「放課後児童健全育成条例」にする。

古河市には、すでに古河市放課後児童対策事業実施条例があります。

国の実施に合わせて、事業の「運営と基準」だけを条例にして加えるのは体系上問題があります。

②「最低基準の目的等」の追加。

市だけでなく「放課後児童健全育成事業者に対し、財政支援を含め支援します。」

③「設備の基準」

専用区画の面積は、「児童一人につき 1.65㎡以上」となっていますが、これは保育所の乳児の基準であり、少なくとも「一人当たり、1.98㎡以上」とすべきです。

④「職員」

支援員は、全員「有資格者」となっていますが、子ども 40 人まで「支援

員は2人以上」でなく、20人までは3人、21人～30人までは4人以上の支援員を配置すべきです。

新制度で小学校6年生までを対象とすることを踏まえ、設備や支援員の拡充などの具体化が求められます。

⑤「開所時間及び日数」

「1年につき250日」となっていますが、実態に合わせ「280日」とすべきであり改善を求めます。